

区域計画に記載する特定事業等の概要

滞在施設の旅館業法の適用除外

(国家戦略特別区域法 第13条)

規制改革の内容

特例措置前

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。

<適用による主な義務>

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など



特例措置

都道府県知事等の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外する。



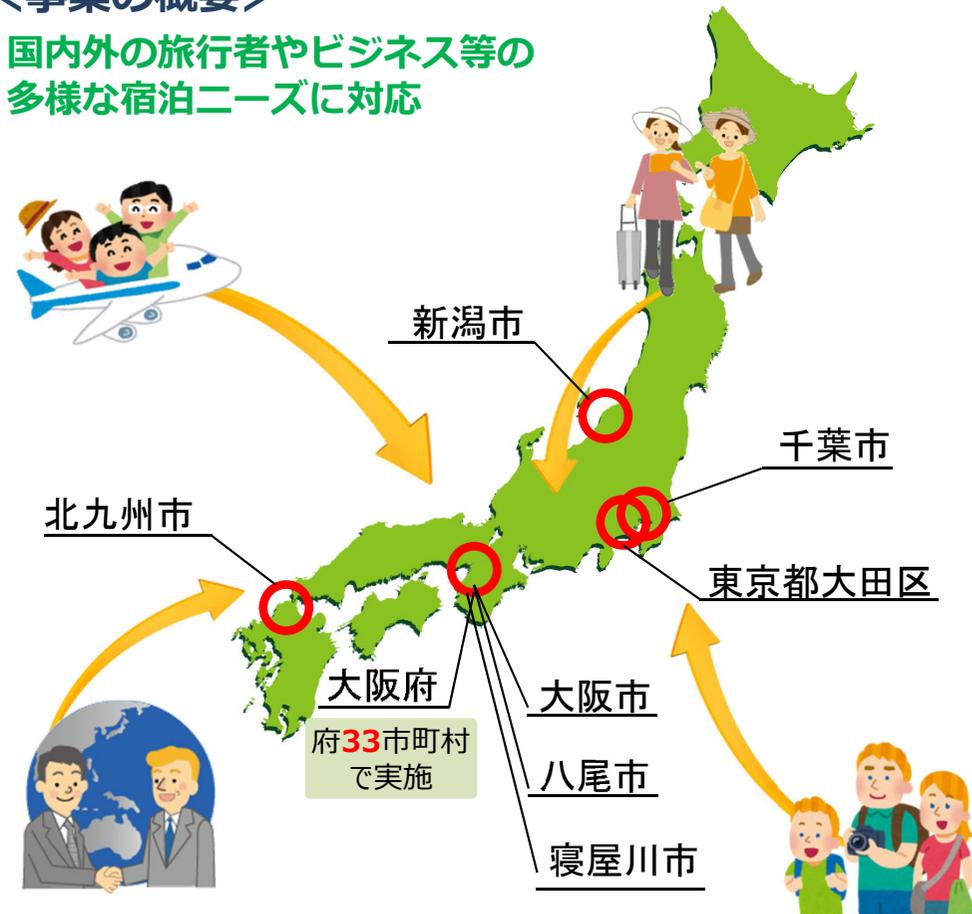
効果

観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設の提供が可能となる。

規制改革の概要

<事業の概要>

国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応



●条例で定める滞在期間: **2泊3日以上**

外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置 (特区法第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる

特例措置

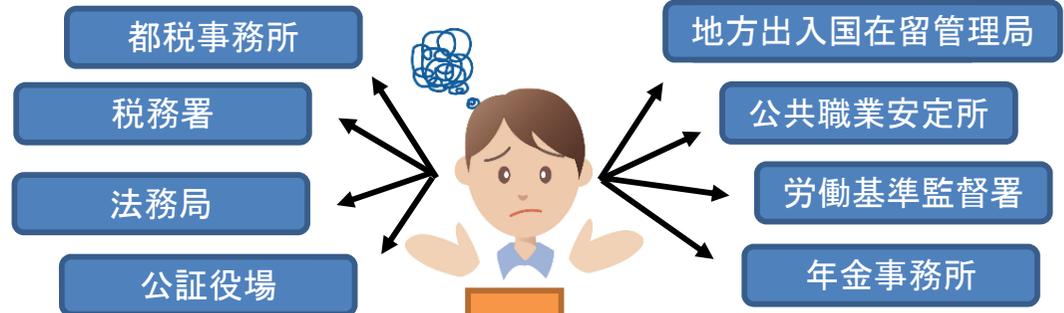
起業時に必要な各種申請(定款認証、登記、税務等)に関する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に

効果

- ・起業手続の負担の軽減
- ・外国人を含めた起業・開業の促進

規制改革の概要

起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化 (東京圏の例)

